

2014 沖縄南城セレクション

出品者
募集中

申込締切
9/19(金)



「沖縄南城セレクション」とは、市の地域資源を活用して開発された優良な推奨品を認定し、その商品の普及と需要増を図り、農漁業及び商工・観光業の振興を目的としています。書類審査や商品審査をクリアした商品は、認定ロゴマークを商品に表示することができ、市のホームページや主催する様々なイベント等に広く紹介します。(年度ごとに対象商品を変更します)



- 【今回募集期間】 8月15日(金)～9月19日(金) 17時まで
- 【今回対象商品】 加工食品(1次産品や試作品は含まない)
- 【申請方法】 南城市ホームページに沖縄南城セレクション認定要綱、申請書を掲示しています。 *必ず熟読のうえ申請して下さい
- 【申請・お問合せ先】 南城市役所 観光商工課 (玉城庁舎)
担当者:田場 ☎ 946-8817

沖縄南城セレクション認定要綱

(目的)

第1条 南城市の活性化を図るために「沖縄南城セレクション」を創設し、市の地域資源等を活用して開発された優良な推奨品を認定し、消費者の信頼を高めることにより、その商品の普及と需要増を図り市内の農漁業及び商工・観光業の振興に資することを目的とする。

(委員会等)

第2条 第1条の目的を達成するため、沖縄南城セレクション認定審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 審査委員は、6名以内とし、次に掲げる団体等のうちから、その関係者の代表者又は推薦者を市長が委嘱する。

- (1) 商業、工業及び農水産、工芸等生産関係者
- (2) 市民団体の代表者
- (3) 行政機関及び公共的団体の関係者
- (4) その他市長が特に必要と認めた者

3 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。また補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。審査委員長1名は委員の互選により定める。

(申請者の条件)

第3条 沖縄南城セレクションの認定を受けようとするものは、次の各号のいずれかの条件を満たすものでなければならない。

- (1) 個人:市内在住かつ市内に生産もしくは製造拠点が存在すること。
- (2) 法人:市内に生産もしくは製造拠点が存在すること。
- (3) 商品の主原料、または一部に南城市で生産されたものを使用する市外の者。

※ 1回の応募で申請できる商品数は、1個人もしくは1法人あたり5商品までとする。

(認定対象品)

第4条 対象品は、南城市産の原材料使用又は、市内で製造された産品、工芸品及び市内事業所で企画開発した商品とするが一次産品や試作品は含めない。但し、第5条の認定基準をクリアした未販売の商品はその限りではない。

(認定基準)

第5条 沖縄南城セレクションの認定基準は次の事項に該当するものとする。

- (1) 南城市のイメージアップにつながる商品であること。
- (2) 他の産地や類似商品と比較して優位性があること。
- (3) 商品特性(味、形状、使用素材、デザインなど)や製法に独自のこだわりがあること。
- (4) 価格が適正であること。
- (5) 商品表示法、食品衛生法、計量法、その他関連法令を遵守していること。

- (6) 一点ものではなく、ある程度量産できるものであること。
- (7) 商品が発信するイメージに南城市の歴史や物語が感じられること。
- (8) その他、審査委員会で必要と認めた商品。

(申請)

第6条 沖縄南城セクションとして認定を受けようとするものは、様式1～3の申請書を委員会へ提出しなければならない。

(認定)

第7条 申請のあった商品について、委員会は書類審査(書類上で申請資格があるの確認)及び、公開審査(商品を提示し、申請者からの説明を受けて審査を実施、審査委員による審査)を行い、審査結果を受けて、認定された商品は、沖縄南城セクションとして認定証を交付する。

- 2 認定期間は3年間とする。
- 3 期限が満了する場合において、引き続き認定を受けようとする際は、更新手続きが必要となる。

(守秘義務)

第8条 審査委員は、委員会で知り得た情報(製造方法等企業秘密に値する事項)を他に漏らしてはならない。

(認定の表示等)

第9条 認定証の交付を受けた者は、当該商品に委員会が別に定める認定ロゴマークの表示又はシールの貼り付けをすることができる。認定ロゴマークの表示・シール製作に係る費用は申請者の負担とする。

(認定基準の調査等)

第10条 委員会は、認定した商品について、次のいずれかに該当する場合で必要と認める場合は、調査を行うことができる。

- (1) 認定基準に違反している場合
- (2) 認定時と明らかに商品が変更されている場合
- (3) 認定品として認定することにふさわしくない事例が生じた場合

(認定の取り消し)

第11条 認定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合、委員会の審議により認定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正な手段で認定を受けたとき。
- (2) 認定証等を不正に使用したとき。
- (3) 認定商品としての信用を著しく害する行為があったとき。
- (4) 委員会の承認を受けないで、名称、意匠、規格等大幅な変更をしたとき。
- (5) 認定基準に適合しなくなったとき。
- (6) 生産を中止したとき。

2 認定の取り消しを受けた者は、認定ロゴマークの表示をすることができない。

(認定の特典)

第12条 認定の特典には次のことが掲げられる。

- (1) 南城セレクション認定ロゴマークを表示することが認められ、本市が推奨する優良な商品であることをアピールする。
- (2) 南城市、南城市商工会、南城市観光協会が主催する物産展や祭り、イベントに本市が推奨する商品として紹介する。
- (3) パンフレットやチラシ、南城市ホームページで広く紹介する。

(認定された者の協力)

第13条 認定された商品の製造者又は販売者は、市内外で開催される各種行事に積極的に参加するものとする。

(事務局)

第14条 委員会の事務局は、企画部に置き、委員会の庶務は、企画部観光商工課において処理する。

(免責)

第15条 認定した商品の品質及び商行為に問題があった場合、本委員会に一切の責任は生じないものとする。

付 則

- 1 この要綱は平成 26 年 8 月 14 日から施行する。

第6条関係

①申請書(様式1 : 申請書の概要)

申請者の概要			
フリガナ			
社名 (個人事業者の場合は 屋号又は氏名)			
所在地	〒		
フリガナ			
代表者名			
設立年月日	年	月	日
資本金	千円	従業員数	人
URL	http://		
主な事業内容			
申込みに関する 担当者連絡先	フリガナ 担当者名		部署名
	電話	内線()	
	FAX		
	E-mail		

第6条関係

②申請書(様式2 : 商品概要の説明)

商品概要の説明			
商品名			
よみがな			
賞味期限/消費期限 (いずれかを○で囲む)	製造後	年	ヶ月 日
売 価	円	内容量	
製造方法			
原材料 (産地も記入)			
保存方法			
1日もしくは1月あたりの生産量	1日	個 / 1月	個 (その他)
製造者	(社名)	(担当者)	
	(住所)	(TEL)	
販売者	(社名)	(担当者)	
	(住所)	(TEL)	
営業許可 *	有 ・ 無		
PL法保険加入 *	加入済 ・ 未加入		
安全品質管理	安全品質管理体制あり ・ STマーク ・ その他()		

* 営業許可及びPL法保険加入については、証明できる資料を添付して下さい。

申込みに関する 担当者連絡先

商品写真添付	品質表示ラベル添付欄

第6条関係

③申請書(様式3 : 商品のPR)

商品のPR

商品について出来るかぎり詳細かつ具体的に説明して下さい。

項目	説明
<p>1. 南城市らしさの表現について</p> <p><input type="checkbox"/>商品が伝える南城市のイメージ</p> <p><input type="checkbox"/>類似品が有る場合の優位性は?</p> <p><input type="checkbox"/>南城市産の原材料又は、南城市で製造することに対するこだわり</p> <p><input type="checkbox"/>商品に対する南城市の歴史や文化に関することについて</p>	
<p>2. 商品の説明について</p> <p><input type="checkbox"/>商品の持っている特色 (味・形状・素材・デザイン・製造方法等)</p> <p><input type="checkbox"/>製造数(ロット)に対する考え方 (数量限定、期間限定、需要が増大した場合の考え方)</p> <p><input type="checkbox"/>販売対象(ターゲット)としている購買者 (年齢層や性別等)</p> <p><input type="checkbox"/>価格設定の考え方や根拠等</p>	